

狭山市総合子育て支援センター 一時預かり事業 実施方針

- 1.目的 様々なライフスタイルに合わせた育児環境の変化などにより多様化する保育需要に応えるため一時保育事業を実施する。
- 2.実施場所 狭山市入間川1丁目3番1号 狭山市市民交流センター内
- 3.施設名称 ちゃっぼ保育室
- 4.事業内容 一時的に家庭での保育が困難な児童に対し一時保育を行う
- 5.対象児童 満1歳から6歳に達した年度の3月31日までの児童
- 6.実施日 年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日
- 7.保育時間 午前8時から午後8時までの間(1日最大8時間)
- 8.利用定員 10名
- 9.料金 1時間300円
- 10.予約方法
 - ・保育室窓口、電話、メール、FAX等で受け付ける。
受付時間は午前8時から午後7時までとする。
 - ・利用予約の受付は利用予定日の前月の1日から(市外の方は前月の3日から)受け付けることとし、一度にできる予約申請は児童1名につき月12回までとする。(メール、FAXによる予約は受信確認後、保育室から利用の可否の連絡を行う。)
なお、追加で予約を希望する場合は、利用希望日の1週間前から順次受け付けることとする。
- 11.その他
 - ・総合子育て支援センター事業への協力・連携事項として、事業実施の際の保育室の利用を許可する。(事業日数：年間22日程度、時間：午前8時から午後1時まで)なお、その場合においても、予約受付等の業務は行うこととする。

「狭山市市民交流センター規則」については、本方針に基づき、関連する条文の改正を予定しています。